

原子力発第18284号
平成31年 1月18日

愛媛県知事
中村時広 殿

四国電力株式会社
取締役社長 佐伯 勇 人

原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、平成31年2月20日から施行する。

以 上

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74－1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 （中略） 附 則（平成 30 年 12 月 26 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 17 条の 2 の 2 ならびに第 3 条，第 5 条，第 7 条，第 9 条，第 17 条，第 17 条の 2，第 17 条の 3，第 86 条，第 130 条，第 131 条，第 203 条，第 205 条，第 217 条の 3，第 330 条，第 331 条および添付 2 については，火山影響等発生時の体制の整備を完了した日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。火山影響等発生時の体制の整備は，平成 30 年 12 月 31 日までに完了する。	附 則（平成 25 年 7 月 1 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 74 条の表 74－1 について，非常用発電機の運用を開始するまでは，所要の電力供給が可能な場合，他の号炉の非常用ディーゼル発電機または電源車（電源装置と電源装置用運搬車を組み合わせたものを含む。）を非常用発電機とみなすことができる。 （中略） 附 則（平成 30 年 12 月 26 日） （施行期日） 第 1 条 この規定は，原子力規制委員会の認可を受けた日から 10 日以内に施行する。 2 第 17 条の 2 の 2 ならびに第 3 条，第 5 条，第 7 条，第 9 条，第 17 条，第 17 条の 2，第 17 条の 3，第 86 条，第 130 条，第 131 条，第 203 条，第 205 条，第 217 条の 3，第 330 条，第 331 条および添付 2 については，火山影響等発生時の体制の整備を完了した日から適用することとし，それまでの間は従前の例による。火山影響等発生時の体制の整備は，平成 30 年 12 月 31 日までに完了する。 <u>附 則（平成 年 月 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この規定は，平成 31 年 2 月 20 日から施行する。</u>	附則の追加

変更前	変更後	備考
添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準（第17条，第17条の2，第17条の2の2および第17条の3関連） （中略） 2 内部溢水 （中略） 2.4 手順書の整備 (1) 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 想定破損に係る減肉管理 機械計画第一課長および機械計画第二課長は，配管の想定破損評価において，応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために，継続的な肉厚管理を行う。 b. 運転時間管理に関する手順 防災課長は，運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2％またはプラント運転期間の1％より小さい）により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。 c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順 当直長は，中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 各課長は，設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合，都度，溢水評価への影響確認を行う。 e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順 防災課長は，建屋内において水消火を行う場合，水消火による被水の影響を最小限にするため，防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。 f. 内部溢水発生時の措置に関する手順 当直長は，配管の想定破損による溢水が発生した場合<u>および基準地震動による地震力により耐震B，Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合</u>の措置を行う。 g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 防災課長は，水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え，回収手順等をあらかじめ定める。 h. 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，原子炉施設に内部溢水が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 （以下，省略）	添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準（第17条，第17条の2，第17条の2の2および第17条の3関連） （中略） 2 内部溢水 （中略） 2.4 手順書の整備 (1) 各課長は，内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として，以下の活動を実施することを社内規定に定める。 a. 想定破損に係る減肉管理 機械計画第一課長および機械計画第二課長は，配管の想定破損評価において，応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は，評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために，継続的な肉厚管理を行う。 b. 運転時間管理に関する手順 防災課長は，運転実績（高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2％またはプラント運転期間の1％より小さい）により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。 c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順 当直長は，中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により，水密扉の閉止状態の確認を行う。また，各課長は，水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。 d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 各課長は，設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合，都度，溢水評価への影響確認を行う。 e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順 防災課長は，建屋内において水消火を行う場合，水消火による被水の影響を最小限にするため，防護対象設備に対し不用意な放水を行わないことについて注意喚起を行う。 f. 内部溢水発生時の措置に関する手順 当直長は，配管の想定破損による溢水が発生した場合，<u>基準地震動による地震力により耐震B，Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合</u><u>およびその他の溢水が発生した場合</u>の措置を行う。 g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 防災課長は，水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え，回収手順等をあらかじめ定める。 h. 内部溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は，原子炉施設に内部溢水が発生した場合は，事象収束後，原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに，その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 （以下，省略）	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更